

宮津市監査公表第 86 号

平成 30 年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表する。

令和元年 6 月 7 日

宮津市監査委員 稲 岡 修

宮津市監査委員 河 原 末 彦

平成 30 年度定期監査（平成 31 年 3 月 25 日宮津市監査公表第 85 号）

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>(1) 契約、文書事務について</p> <p>① 文書事務について</p> <p>文書事務については、年度当初に庶務担当係長会議が開催され、原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底を図られてきたところである。</p> <p>しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、周知された記載どおりとなっていないものや根拠法令が理解されていないと思われる記載が見受けられるとともに、単純なミスや不鮮明な押印、書類が時系列に綴られていないものも多く見受けられた。</p> <p>文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部牽制を強化し、適正な事務処理が行われることを強く望むものである。</p> <p>② 印紙について</p> <p>契約関係書類の印紙については、概ね改善が図られているが、依然として、原議書に記載の印紙税額と契約書に貼付してある印紙税額が違うケースが見受けられた。</p> <p>印紙税法に照らし、印紙税額が適正であるかどうかの確認はもとより、受注者から提出された契約書の確認も含め、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>④ 契約状況について</p> <p>随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契</p>	<p>○ 文書事務に係る不適切な事務処理事例については、再三の指摘を受ける中で、庁内周知とその徹底を行ってきているものの、未だ不適切な事務処理もあるため、その根絶に向けて改めて指導するとともに、内部牽制機能が働くよう回議の際の審査を意識して行うよう徹底してまいります。</p> <p>○ 印紙の適切な取扱いについて、チェックリスト、記載例で整理した上で、庶務担当係長会議等を通じて、適正な事務処理の徹底を図ります。</p> <p>○ 随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう改めて指導をいたします。</p>

約方法である。その中でも1者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分認識したうえで運用されるよう要望する。

⑤ 契約書について

業務委託契約書において、契約書第5条の規定が基準契約書と異なる記載となっているものが見受けられたほか、数種類ある基準契約書自体においても異なる記載となっている。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

(2) 補助金について

補助金の交付に当たり、申請者から前金払の書類提出がないにもかかわらず前金払で交付しているケースや、事業計画に必要と認め難い全額の前金払いを行ったものも見受けられた。市の一方的な決裁手続で行うのではなく、書類による申出によって必要性を判断をされたい。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

(3) 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の

○ 基準契約書の文言整理、チェックリスト、記載例等整理を行った上で、庶務担当係長会議等を通じ適正な契約事務処理の徹底を図ります。

○ 補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査した上で、適切な事務処理に努めていきます。

○ 引き続き、研修会の開催及び市の「滞納整理マニュアル」等による職員の専門知識の向上に努めます。

実施や電話催告等により収納率向上に努められているところである。

しかしながら、滞納繰越分の収納状況において、多くの収納金の収納率は0%～10%台であり、毎年度滞納額が増額となる傾向にある。公債権、私債権の別はあるものの法的措置を視野に入れた条例改正も早急に検討され、実効性が担保できる体制を構築することが必要である。新たな滞納対策の制度設計が検討されているとのことであるため、その下で滞納額の解消が図られることを期待するものである。

また、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、引き続き職員の専門的知識の向上に努められ、従来 of 慣例に捉われることなく滞納者の実情を把握した上で、粘り強く徴収活動を進められたい。